

令和5年度第5回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和5年10月26日（木曜日） 14時から15時34分
- 2 場 所 神奈川県庁東庁舎11階 111～113会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、酒井暁子、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、二宮咲子、丹羽由佳理、速水洋、吉田聡
- 4 傍聴人 2人（一般傍聴人の定員4人）

5 議 題

(1) 対象事業の諮問及び審査

(仮称)三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書について

(2) その他

6 審議概要

(1) 対象事業の諮問及び審査

(仮称)三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書について

(事務局)

資料1-1「(仮称)三戸プロジェクトに係る環境影響予測評価実施計画書について(諮問)」により諮問。

(一ノ瀬会長)

それでは、本案件についても、これまでどおり慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。では早速、この事業の環境影響予測評価実施計画書の概要について説明を受けたいと思っておりますので、事務局は、会場内に事業者を案内してください。

～事務局入室～

(事務局)

事業者を紹介。

(事業者)

資料1-2「(仮称)三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書の概要」により説明。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは、最初に事務局は欠席の委員から御質問、御意見は預かっているでしょうか。

(事務局)

欠席の委員からの御質問等につきまして預かっておりますけれども、少しこれにつきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、大澤委員から遅れて出席予定となっておりますけれども、欠席の可能性もあるということで事前に質問をいただいております。

事務局といたしましては、欠席委員の質問の読み上げの場面、この場面で出席されていない場合は、質問に関しては欠席委員と同じ対応として読み上げさせていただきます。事業者は回答可能なものは回答していただき、そうではないものは次回という通常と同じ対応をしていただきます。

大澤委員がこの読み上げの後に出席となる場合には、事務局から事業者の対応について一定の補足を大澤委員に伝えることとしております。それを踏まえての出席後の質問等は通常と同じでございます。

このことについて、委員には事前に周知をさせていただいております。

それでは担当から大澤委員の質問について、読み上げをさせていただきます。

(事務局)

大澤委員から御意見をお預かりしておりますので、お伝えいたします。6点ほどあります。実施計画書の方をお手元に御用意ください。

1点目は、実施計画書87ページ(1)土地利用計画における配慮の2ポチ目の記載「一部改変される樹林地については、事業地内に適正な緑地を配置することで自然環境を復元し、」についてです。以下、読み上げます。

103ページでは公園と緑地は切り離して述べているので、この(1)の緑地は、回復緑地に該当すると思われます(既存緑地の樹林地は改変されないため)。自然環境の復元と述べているので樹林地相当のものと思われますが、その回復緑地における「地域の住民が自然環境と触れ合える環境」とは何か、具体的にお示し願います。なお、この「適正な緑地」の「適正な」は、「適正に」ではないかとの指摘も併せていただいております。

2点目は、同じ87ページ(1)3ポチ目の記載についてです。以下、読み上げます。

蟹田沢ビオトープと小網代の森との連続性について触れていますが、特に流域、集水域に即した生態系の連続性を踏まえると、単に事業地南西部の樹林地保全のみでは不十分と考えられます。すなわち、より下流側に位置する河川生態系や湿地生態系への水量(地下水も含む)低下の影響が想定されるためです。特に特別保全区域に接していることを鑑みると、土地利用計画において地形改変による集水域面積の減少の最小化、及び少なくとも集水域面積が減少した分については、供用後の水文学的な地下水涵養の措置が本来(1)に明記されるべき事項と考えられます。この南西側・南側の集水域への表面水や地下水の量の低下に関しては、調査、予測・評価において、十分な注意が要ると考えます。

3点目は、130から134ページ(6)水象(河川)及び(7)水象(地下水)の調査方法などについてです。以下、読み上げます。

上記の指摘2に連動して、地形改変を受ける集水域の下流側、蟹田沢及び浦の川の右支川の谷での水量低下の影響、場合によると浦の川の右岸側全体は、丁寧に行っていただきたい。これは、上記の川沿いの湿性植物群落及び水生生物への影響を予測・評価する上で不可欠の情報となるためです。

4点目は、138ページ(9)植物・動物・水生生物・生態系についてです。以下、読み上げます。

アの植物の調査事項のgでは、「土地改変」及び「…供用により植物の生育に影響を及ぼす汚染

物質等の発生状況」の2点が謳われていますが、上記の指摘2・3に即して、「周囲の湿性植物群落の生育立地条件に影響を及ぼす河川流量・地下水量の減少状況」等も調査事項に含めていただきたいです。それも踏まえた予測・評価を願います。141ページのウの水生生物も同様です。

5点目は、140ページに記載の動物の調査についてですが、両生類の調査では早春期産卵性の種の繁殖状況の確認もお願いします、とのことでした。

6点目は、(9)植物・動物・水生生物・生態系全般についてです。以下、読み上げます。

特に隣接保全緑地で自然環境の保全活動を行っている団体は、この事業による活動緑地への影響を強く懸念することが想定されます。アセスの調査は対象地の自然環境の概要を把握するのが目的であり、回数の制約上、希少種や希少なハビタットについては必ずしも高い精度の調査とはいかない側面も有していると考えます。146ページの景観では「必要に応じて周辺住民への聞き取り調査を行う。」とあるので、植物・動物・水生生物・生態系でも、普段高い頻度で活動しており、地域の自然環境に詳しい団体のメンバーに、影響が懸念され配慮すべき種やハビタットについての聞き取り調査を行ってもよさそうに感じます。

大澤委員からの意見は以上の6点です。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、大澤委員については、後ほどいらっしゃる可能性もありますので、こちらについては、もしかすると他の委員と関連して事業者にお答えいただくこともあるかと思うのですが、後ほど回答いただくということでもよろしいでしょうか。事務局お願いします。

(事務局)

後ほどでよいと思います。通常のパターンで進行していただければと思います。

(一ノ瀬会長)

分かりました。それでは続きまして、先ほど御説明いただいた内容について、委員の皆様から御意見・御質問いただければと思います。よろしくをお願いします。

奥委員、お願いします。

(奥委員)

私から2点お伺いしたいのですが、まず1点目は、緑地樹林地についてです。

実施計画書の100ページもしくは104ページに、既存緑地、回復緑地ということで、深い緑色と若干薄い緑色で示していただけていますが、そもそもこの実施計画区域内における緑地樹林地が、現況でどこにどの程度あるのか。そのうち、一部改変されてしまう部分が、どこにあって、どの程度あって、その中で、回復緑地が失われる部分のどれぐらいをカバーできているのか。そこを示していただきたいというのが1点目です。

2点目は、土壌汚染について、特に発生土処分場が大きな割合を実施計画区域内に占めておりまして、評価項目としては土壌汚染は選定されていないことになっています。実施計画書の111ページに選定しない理由が書かれていますが、これは受入基準をこの発生土は満たしていると、適合していることを確認しているということが書いてあります。この確認は誰がどのように行っているのか、そこを御説明いただければと思います。

神奈川県条例がありますけれども、生活環境保全条例です。そちらの方では、この搬入される土壌についての基準というのは特に設けていないはずですので、こちらの汚染がないということが

確実にいえるのかどうか。そこのところが不安に思いまして、確認させていただきたいと思います。以上2点です。

(一ノ瀬会長)

2点について、事業者の方がいかがでしょうか。

(事業者)

1点目の緑地の保全の面積につきましては、改めて資料を作りまして、次回提出したいと思いません。

2点目の土壌汚染につきましては、発生土処分場の土砂の受け入れに当たりましては、各現場から搬入申請時に地質の分析調査の証明を出すように義務づけているのと、併せて、現場の確認を施工業者にさせて、間違いなくそこから出ていることも確認しています。現場の確認については、現場の方にETCのカードのようなものを各現場に割り当て、そのETCカードを使わないと、当社の現場には入れないような管理もしていますので、土壌汚染の検査をした土以外は、今入っていないということになります。

(奥委員)

2点目についてはよく分かりました。では、1点目については資料の方、お願いします。

(事業者)

承知しました。

(一ノ瀬会長)

それでは、袖野委員お願いします。

(袖野委員)

御説明どうもありがとうございました。私からは2点質問させてください。廃棄物・発生土のところなのですが、今回、切土と盛土を調節して搬入もなければ搬出もしないという見通しを立てておられるのですが、実際に造成計画を拝見しますと、もちろんグラウンドレベルが盛っているところが結構出てきているのかと思ひまして、このあたりの確度と申しますか、やはりグラウンドレベルが見通しが立たないと、土が思ったより多かったら盛土になってしまう、発生土が少なかつたら切土になってしまうというのがちょっと不安定なのかと思ひまして、どれくらいグラウンドレベルについては確度を持った計画を立てておられるのかという点をお伺いしたいです。

もう1点は、今後の供用後の話なのですが、今回評価項目に選定した理由、選定しなかった理由のところ、供用後についてはまだ未確定なので対象にしていないという御説明なのですが、実際、造成工事の後、土地利用計画で既にゾーン分けなどもされているのですが、こういった建物が実際に建っていく次の工事の段階というのは、この造成工事の後に続いていくのか、もう計画があるのか、それとも造成工事だけとりあえず終わって、その後また新しく計画が立ち上がるのか、もしくは造成工事中に供用に向けた工事が始まるのか、そのスケジュールと次の実際の供用に向けた計画の見通しについてお伺いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、2点についていかがでしょうか。

(事業者)

土工事の土量バランスについては、現在、現況の測量も行っているところで、現在の計画でいき

ますと、だいたい20万平方メートルくらいを場内で切り盛りの動かしが想定されるのですが、それに間に合うと今のところ想定しております。

続いて2点目の新しい計画について回答します。現時点では、各ゾーンのそれぞれの計画というのが固まったものはないという状態ではありますが、それぞれのイメージに沿って、事業を誘致しているところです。基本的には、造成工事完了後に着手をしていく予定ではありますが、早く決まれば造成工事中にも着手をしていきたいと考えております。

(袖野委員)

ありがとうございます。2点目については、造成工事と次の工事が並行してあるということになりますと、車両の騒音問題であったり、いろいろ複合的な環境影響も考えられますので、計画が分かり次第、こちらの評価の方にも反映させるような方向性を考えていただければと思います。よろしくお願いたします。

(事業者)

承知いたしました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それでは、次、高橋委員お願いします。

(高橋委員)

先ほどの奥委員の2点目と、袖野委員の1点目と関係する、土壌汚染関係の質問です。先ほどの奥委員の2点目で指摘に対する回答では、この造成工事では、土は場内で動かすから問題ないというお話だったと思いますが、必ずしもそうではないと思います。実施計画書の7ページを見ると、発生土処分場の範囲というものが示されています。一方、92ページには切り盛りの分布の図が示されています。この二つを見比べると、内容物が確認されている発生土処分場跡地ではないところについても、切土をするところがあります。この場合、その中に何が埋まっているか分からない箇所でも切土、土のはぎ取りが行われるということになりますので、これまで確認されていなかった有害なものが出てくる可能性はあると思います。特に南側の方は、発生土処分場跡地ではない箇所において、割と大きな範囲で切土をするということになっていますので、その辺りについては、ひよっとしたら調査が必要なのではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

(一ノ瀬会長)

事業者の方お願いします。

(事業者)

委員のおっしゃるとおりで、南側については、もともと手を入れてないところでしたので、現在その土壌汚染調査をするということは考えてなかったのですがけれども、基本、山と畑になるのですけれども、それでもやはり土壌汚染に対する対策っていうのは必要だとお考えになるということでよろしいですか。

(高橋委員)

中に何があるか分からないじゃないですか。切土をするということはその土を掘ってどこかに盛るわけですから、中身が分からない土が表面に出てくることになります。何も調べないで、もとは畑だったからよいとは言えないと思います。

(事業者)

今回、実施区域の大部分は発生土処分場として利用されておりました。

発生土処分場では先ほど御説明したとおり、受入基準により管理を行ったことから汚染土壌が発生する恐れはないものと考えてございます。

その他の地域でございますけれども、土壤汚染対策法の一定規模以上の形質の変更に該当することから、法に定める手続きを行いまして、汚染土壌が確認された場合には、適切な拡散防止策を実施するため、汚染土壌が周辺に拡散することはないのではないかというふうに考えております。以上でございます。

(高橋委員)

事前に調査する必要はないけれども、出てきたら対応するという、そういうことですか。

(事業者)

今後は土壤汚染対策法に基づいてしっかりとした対策を行っていくということでございます。

ちなみにでございますけれども、2018年、19年に実施しましたですね、計画地の中で、何点か、土壤サンプルを採りまして、汚染土壌の有無を確認してございますが、その中では汚染土壌というのは確認されてございません。その地点の中には、発生土処分場以外の部分も含まれてございます。以上でございます。

(高橋委員)

今おっしゃった調査地点がどこか分からないので、それで問題ないですとは言えないと思います。調査の内容がちゃんとわかるように示していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(事業者)

はい、ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それでは、次、小根山委員、お願いします。

(小根山委員)

御説明ありがとうございます。交通の関連で質問します。実施計画書を見て、交通の発生に関する、或いはその発生に繋がるような情報がほとんど見られなかったもので、その辺りについての見積もりを教えていただければと思います。

具体的には、工事中、どういった交通がこの工事地域から発生するのかを、先ほどの説明ですと、土は内部で全部の盛り切りでバランスをとるということなので、土砂の搬入搬出はほとんどないのかもしれませんが、それ以外でどういった交通の発生が予測されて、どれぐらいの量になるのか。あと、供用後、どういった交通の発生が見込まれるのぐらいの量になるのか。恐らくその辺りの設定をしっかりしないと、その後の影響の予測等もできないと思いますので、その辺りの状況を教えていただきたいというのが一つ目です。

二つ目は、現地調査の地点として2地点設定し、先行調査でも同じ地点を選定していますが、そもそもなぜこの2地点が選定されたのかその理由について御教示いただければと思います。そのことにも関連しますが、この対象区域の周辺の道路、主にこの国道と思いますが、渋滞や或いは交通事故の発生がどういった状況にあるのか。特に渋滞の発生しているような注意すべき地点や、或いは事故の発生等が懸念されるような地点があるのかどうかを、もし分かれば教えていただければと

思います。恐らくそういった所とこの調査地点が連動している必要があると思いますので、その辺りの説明をお願いします。

あと、調査項目、或いは方法についての要望ですが、交通の状況の調査を現地調査でされるとなっているのですが、その後の、例えば容量があるかどうか等を予測していくのだと思います。そういったときに信号交差点の場合には、飽和交通流率を設定することになるとと思いますが、基本的に観測で設定をした方が良くとされていますので、飽和交通流率の観測も調査項目として検討いただければと思います。

(一ノ瀬会長)

以上の3点について、事業者の方、お願いします。

(事業者)

1点目の工事中の交通について回答します。今想定されている造成工事、インフラ工事、道路工事、緑地公園工事が主な工事になっていますが、場外から訪れる工事車両については、大体1日7台ぐらいを想定しています。この7台については資材搬入車で、主に砕石とか生コンとかの資材を納入する車が入ります。その他に、毎日20台ぐらいの作業員の車が入ってくると思います。それと地区内の工事車両については大体38台程度の中で動くのではないかと思います。1点目の工事中の車両については以上です。

続きまして、調査地点の選定の理由を説明します。実施計画書の94ページ(図3.2-3)に工事用車両の主な走行経路を示しています。また、飛びまして107ページ(図3.3-5)に、関連車両の主な走行経路を示しています。このことから、現地調査をしているのが、北側の交差点と南側の交差点になり、事業実施区域から発生する交通量は、それぞれどちらかの交差点を通過して周辺の方に拡がっていくということから、この2交差点を押さえるということで選定をしています。

続きまして、供用後の発生集中交通量ということですが、今回は土地区画整理事業なので、供用後の発生集中量というのは、基本的にはないこととなりますが、今後、土地区画整理事業の終了後に、いろいろな土地利用が今想定されています。今回の環境影響の中では、その将来にわたる施設の規模もある程度想定した上で、大規模開発地区関連交通計画マニュアル等を用いて、発生集中交通量を推定して検討することを想定しています。

もう1点目でございますが、現地の交通交差点の調査については、御指摘のありました飽和交通流率の調査も併せて検討していきたいと思います。

(小根山委員)

承知しました。ありがとうございます。

供用後についても、ある程度、今後どういった土地利用になるのかを想定しながら、交通の発生については、推定といえますか、設定されるということによろしいですか。

(事業者)

今回の事業者では、供用後は、直接関係はありませんが、今想定されている施設の計画はある程度、規模的なものは面積ですが、想定されますので、その想定を基に一定の検討はしていきたいと思っています。その内容については予測評価書案の中でお示ししたいと考えています。

(小根山委員)

承知しました。

(一ノ瀬会長)

それでは次、鈴木委員お願いします。

(鈴木秀和委員)

よろしく願いいたします。私からは、ちょっと確認したいことがあるので、数点お伺いすることになるかと思えます。

まず、初めに申し上げておきたいことがあるのですが、最初に読み上げていただいた大澤委員の質問、特に水象に関する部分ですが、全くそのとおりだなと私も思いましたので、是非その点について、対応していただければと思っております。

次に私からの確認事項なのですが、特に地下水に関することについて、お伺いさせていただきたいと思えます。

まず、今回の調査に際しては、先行調査のデータを用いるということで、地下水については、既存の井戸における観測結果を用いるということになるかと思えますが、その場所としては、おそらく事業実施区域の水が集まってくる谷間として選定されたものと思えますけれども、その井戸の深さ、たぶんおそらく谷間などで対象となる帯水層は沖積層だと思うのですけれども、その（井戸の）深さと対象としている帯水層について情報があったらお聞かせください。

(一ノ瀬会長)

以上でよろしいですね。

(鈴木秀和委員)

はい。とりあえず、その部分だけお聞かせいただけないかと思えます。

(一ノ瀬会長)

事業者の方いかがでしょうか。

(事業者)

本日、その辺りの資料が用意できておりませんので、次回、御回答させていただくことで御容赦いただければと思えます。

(鈴木秀和委員)

分かりました。

それに関連してなのですが、この部分、多分、事業を行う場所としては盛土の部分になると思うのですが、そうすると多分ここは埋まってしまうと思われるのですが、もしそこを盛土にするのであれば、その井戸は使えなくなると思うので、実施中あるいは事後の調査に際しては、ほぼ同じ位置に同じような深さの観測井を設置するのかどうかということ、次にお答えいただけないでしょうか。

(事業者)

そこの井戸の調査地点の話については、こちらの内部の方でもう一度ちょっと検討しまして、次回御報告させていただけたらと思えます。

(鈴木秀和委員)

よろしく願いいたします。

次に、大澤委員の質問と関連しているのですが、今の井戸のある位置はもともとある谷で北側の方向に続く谷間に設置されているものかと思えますが、今回の実施区域では、南西側は蟹田沢の流域



も含まれているということで、そちらについても評価すべきではないかというような考えに、多分大澤委員も至ったかと思うのですけれども、私もそのような考えを持っているのですが、今回の対象区域の南西側の蟹田沢に向かう谷については、その地下水等に関する評価というのを行わなくてもいいのかどうかというその辺りの考えを、是非お聞かせいただければというふうに思います。

(事業者)

南西側の方につきましても、蟹田沢ビオトープに対する供給水の影響という観点からも、地下水については予測評価書案の中で検討をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(鈴木秀和委員)

分かりました。ありがとうございました。私の方からは以上となります。どうもありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

それでは次、小林副会長お願いします。

(小林副会長)

御説明ありがとうございました。私から大きく2点ありまして、先ほども奥委員などで話題になっていたのですが、土壤汚染の関係で、土壤汚染対策法に基づいて、調査が主に地歴調査で終わってしまうようなかたちの調査になるのではないかと考えているのですが、やはり少し土を動かすということなので、注意はしていただきたい。特に、現状の管理の状況の詳細が分からないですが、例えば不法投棄のようなものがないかであったりや、異物の混入がないか。あと、畑地であっても過去にはいろいろ埋めてしまったというようなこともいろいろな所ありますので、そういう意味では、すべての土を調査するというのも難しいのは重々承知しているのですが、そういう異物の混入がないかというのは目視で、工事をされながら、しっかり確認をして、新たな汚染原因者になってしまわないように是非十分注意をしていただきたいと思います。あと、六価クロム等は、水の環境基準が0.05から0.02になって、後々土壤汚染対策法でも基準強化されるという検討もされています。先ほど、記録が残っているということでしたから、現在は基準値ぎりぎりで大丈夫であっても、将来例えば0.02に基準強化されても大丈夫かという観点でも、過去の記録を見直していただいて、新しい汚染を広げないように御注意いただきたいというのが1点目です。

あともう1点が、資料1-2ですと25ページ、実施計画書ですと105ページになるのですが、供用後の話で気になったのは、先ほど大澤委員からも御意見あったかと思うのですが、住宅とかが建った後の生活排水がかなり出てくる、その中で浄化槽にて適切に処理したうえで放流すると書かれてはいるのですが、おそらく適切に処理ということだと、例えばBOD20ミリグラムパーリットルですとか、そういう濃度で放流されると、未確認ですので分からないのですが、おそらく現在の放出先の水質と比べたらかなりBODの負荷としては大きくなるのではないかとということが懸念されます。ですので、そういう意味でも供用前の水質を是非測っていただいて、供用後も、その放流先の下流がちゃんと適切な環境が保たれるように、できるだけ努力をしていただきたいと思います。それが、それについてはいかがでしょうか。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

廃棄物につきましては、現在も土砂搬入事業を行っているのですが、確認された不法投棄物については、すべて産廃処理を行って、地区外に出しております。ですので、今回の区画整理でも、造成中に発見されたものについては適切に処理していこうと思っております。

土壌汚染に関しまして、法の対応で地歴調査等々で確認するというところでございます。ただし、工事に当たりまして、明らかに色が違う土とか、何かにおいがするような土、こういうものが出ましたら、その辺は工事実施者の方に徹底しまして、その都度、必要な対応をとるようなことを徹底していきたいというふうに調整してまいりたいと思っております。

それから、供用後の放流水の放流先の水質の確保という観点では、現状の水質の状況というものを確認した上で、将来的にどのようなようになるのかということも、予測評価書案の中で明らかにしていきたいと考えています。

(小林副会長)

ありがとうございます。ということは、供用前の水質は濁度だけでなく、BODですとか他の項目についても測られるということでしょうか。放流先のです。

(事業者)

はい。現状として測っております。

(小林副会長)

分かりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それでは二宮委員お願いします。

(二宮委員)

主に御説明いただいた資料ではなく、実施計画書の方を用いて質問してもよろしいですか。

(一ノ瀬会長)

はい。もちろんです。

(二宮委員)

実施計画書の3ページになりますが、資料 1-2 でもそうだったのですが、ちょっと一点要望というか確認で、生産農地は、これは凡例もこちらも生産緑地への訂正・修正ということだと思うのですが、さらにですね、その下の公園との色が、ちょっと私の目の力量にもよるかもしれないのですが、少し生産緑地と公園の色が図の方と同じに、かなり近くなっているのですが、ここは、かなり別の性質の土地利用と私は考えるのですが、その辺りをちょっと今後、もう少し色をわかるようにしていただくことは可能でしょうか。

(事業者)

承知いたしました。対応させていただきます。色を変えたいと思います。

(二宮委員)

ありがとうございます。それから、生産緑地のことを今までの委員の先生からは御質問なかったと思うので、私の方から質問ですけれども、実施計画書でいうと89ページに、対象事業の規模というところで、実施区域の区分がありまして、地権者・公共移管用地が9.25ヘクタールとあるのですが、この生産緑地2箇所というのはこの地権者・公共移管用地からの生産緑地という理解で合っ

いますでしょうか。というのは、私有地としてこの生産緑地が残っているのかどうかという確認しております。

(事業者)

はい、そのとおりでございます。地区内に地権者様の生産緑地がございます。

(二宮委員)

では、私有地として残るということですか。

(事業者)

はい、そのとおりです。

(二宮委員)

そうですね。ちなみに、その私有地として残るのはこの生産緑地だけでよろしいですか。

(事業者)

宅地ゾーンにも、一部の地権者様の換地先として移転をしていただく予定でございます。

(二宮委員)

移転、移管という場合、すみません、ちょっとあんまり、詳しく突っ込んでいくとあれなのですが、まず生産緑地は、地権者の農業者の私有地としての残るゾーンということではよろしいですか。

(事業者)

はい、そのとおりです。

(二宮委員)

分かりました。その場合、当然このような計画図というのは、もう既にこの場に上がる前に、地権者さんが了解済みということではよろしいですか。

(事業者)

最終的な移転先にそこを選んでいただけるかどうかは、まだこれからの調整になるのですが、この図面自体は、お示しして御説明させていただいております。

(二宮委員)

そうですね。分かりました。なかなか私有地の場合、こういったアセスの場で議論するのは難しいですが、皆様御存知のようにやはり時代は昭和40年代から大分変わってきておまして、その生産緑地というものに対する考え方が、国土交通省の法律上も相当変わってきています。その辺り、公共の価値が非常にある場所であるということを考えると、アセスの方でもですね、私としては、地権者さんにも十分にコミュニケーションをとって、そちらの生産緑地ということであれば、こちらで生産されるものが流通する可能性もありますので、そういったものに対する環境影響のないように、十分に配慮していただきたいというコメントを今日はお伝えしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事業者)

承知いたしました。

(一ノ瀬会長)

それでは酒井委員お願いします。

(酒井委員)

自然環境の保全という観点から、コメントさせていただきます。隣接して小網代の森があり、そ

こが保全上重要なところだと説明はあったかと思いますが、自然の質にとどまらず、トラスト運動をもって市民の方々の財産としても守られており、とりわけ気を配って保全を考慮しなければならないのではないかと思います。

特に気になるのは、先ほど別の観点から議論になっていましたが、南西部のところ、事業実施区域が集水域の境界を小網代の森側にはみ出るように線が引かれているところがありますね。自然の環境は、特に傾斜地では、集水域を単位に考える必要がありますが、尾根線上は、計画では既存緑地としてそのまま保存措置を講じるものとし、小網代の森との緑の連続性の確保についても3ページに記載はあるものの、着色上、等高線が消えてしまっているので、正確に区域がどのように引かれているのかよく確認できないため、それが分かるように最低限していただきたいです。

評価項目の中で生物・生態系の項目を選定していただいておりますが、調査範囲には、隣の小網代の森も含めるような（実施区域から）500メートルの範囲で設定していただいております。直接調査によって小網代の森の生物相、それから生態系についても同時に押さえていただけることになっているかと思うので、これに対して、その広がり、境界部分のセンシティブな部分がどこまで広がっているのか把握していただき、小網代の森側に影響を及ぼさないという観点をもって説明ができるように、調査・予測をしていただければと思います。

(一ノ瀬会長)

1点目の確認になりますが、実施計画書の7ページの地形図のことでしょうか。地形がちゃんと分かるような図面を用意するということがよいでしょうか。

(酒井委員)

はい。等高線が分かる図面をもって、事業実施区域内の土地の利用のパターンや、具体的にはどこを保全していくのかということが分かるようにしていただくというか計画していただく。

ついでにもう一言、言いますけれども、尾根線の上をぱつんと切ってそこよりも小網代の森側を守ればいいのだということではなく、もうちょっと尾根線よりも内側に切盛土、宅地開発するようなゾーニングをしていただくのがよいのではないかと思います。多分、尾根線上に太い木が立っていて、それが緑陰を提供するようなかたちをもって、小網代の森の方の保全にかなっているのではないかと、そのように想像するのですけれども、そのようなことが明らかになるような、調査をして計画に反映していただければと思います。

(一ノ瀬会長)

分かりました。図面も含めてということかと思うのですけれども、事業者の方いかがでしょうか。

(事業者)

御指摘の図面については、現況図もございますので、作成して次回には御提出できるようにいたします。

(酒井委員)

図面については承知しました。（現在は）実施計画書ですので、これからどのように環境予測のための調査をしていくかの計画も含まれているかと思いますが、例えば、調査ルートや、それから社会学的な調査をするときの枠の設定の仕方なども考慮していただければと思います。

(事業者)

特に、小網代の森との隣接する所に関しまして、基本的には実施区域ないしその周囲も含めて、

現況の状況は把握をしてございます。

なお、計画では実施計画書3ページの土地利用計画図の方に示しておりますとおり、周辺の、実施区域の周囲の内側に、既存緑地というものを残した上で、土地利用計画をしてございます。

予測評価におきましては、この既存緑地も含めて、小網代の森に対してどのような影響があるのかを検討していきたいというふうに考えてございますので、そこにつきましては、またよく予測評価書案の中で整理させていただきたいという考えでございます。

(酒井委員)

今はその計画、実施計画書段階なので、この土地利用計画は、その調査結果によって動かし得るものだという認識でよろしいですかね。

(事業者)

はい。調査の結果に応じて、影響があるようであれば検討していきたいというふうに思っております。

(酒井委員)

よろしく願いいたします。

(一ノ瀬会長)

それでは次、金子委員お願いします。

(金子委員)

御説明ありがとうございました。動物のことでコメントなのですが、資料1-2の通し番号48の調査の手法というところなのですが、今回、先行調査等でニホンイタチの生息もあるかもしれないということが書いてあったのですが、そういう肉食性のほ乳類ですと、この対象区域のみならず、小網代の森、(実施区域の)隣にある畑地、対象地域と、いろいろな用途で暮らしていることが結構考えられるので、この動物調査範囲というのがちょっと狭いかなと思っております。できれば植物とか水生生物と同じぐらいの広がりでもって、とらえたいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(一ノ瀬会長)

事業者の方お願いします。

(事業者)

御指摘ありがとうございます。動物については、確におっしゃられるように、植物よりも範囲が狭いようなかたちになっておりますけれども、行動圏の広い鳥類ですとかそういったものは、周辺500メートル程度まで広くみておりますし、その小網代の森の部分につきましても把握できるようなかたちで、踏査の方のルートを設定してございますので、周辺の環境も含めて、把握できるようなかたちでの調査となっているというふうに考えております。

(金子委員)

そうなりますと、この資料1-2の通し番号48にある、太い点線の動物調査範囲は変更したくないという意味でしょうか。鳥類の調査もちろん必要ですけど、今、私が話題にしていたのは、ほ乳類についての範囲なので、やはりもう少し範囲を広く取っていただいたら調査の手間としては、踏査とかそういうものが中心のようなので、それほど何か手間が大きくかかるという話ではないかと思うのですが。

(事業者)

調査範囲については、検討してまた後日回答させていただければと思っております。

(金子委員)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それでは丹羽委員をお願いします。

(丹羽委員)

よろしくお願いします。私は景観のところをお伺いしたいです。

景観のところは実施計画書でいくと 146 ページになります。「眺望地点の選定は、滞留度が高い場所を調査範囲としている」と記載されています。6 箇所の選定がなされていますが、これについて教えてください。景観の評価をするときに、供用後の土地利用を想定しながら行われますか。高さ（や建物の）ボリュームもある程度の想定をしながら評価するものでしょうか。また 146 ページに、「必要に応じて周辺住民への聞き取り調査を行う」と書いてあります。具体的にどのようなところまで聞いたりするのでしょうか。もしよろしければ教えてください。

(一ノ瀬会長)

事業者の方いかがでしょうか。

(事業者)

景観における聞き取りということではですね、その視点場となります眺望地点の利用状況とかその辺りを必要に応じて、地元の方々に聞き取るようなかたちで、どういう利用がされているのかというようなところを明らかにしていくことを考えてございます。以上でございます。

(丹羽委員)

供用後の高さのボリューム等ははまだ計画がないというかたちですか。

(事業者)

供用後につきましては、今回事業者としましては土地区画整理事業ということでございます。ただし、建物、供用後の建物計画もある程度想定できるかなというふうに考えてございますので、概観とファサード等の細かい設定は難しいかとは思いますが、こういうような視覚、こういうようなボリュームのものが建ちそうだというようなところを、できるだけ将来的な予測評価のフォトモンタージュに反映できればというふうに考えてございます。

(丹羽委員)

分かりました。今、御回答いただいたことにコメントをさせていただきます。この視点場が 6 つありますが、今回御提示いただいた資料だと、敷地内部の造成断面はあるものの、視点場から当該敷地までを包括した広い範囲での地形の断面図がないので、この辺りの地形が読み取れるような資料、先ほど実施計画書 7 ページの話も出ていましたけれども、断面を広い範囲で示していただきたいです。視点場からの見え方がどうかも分かりやすくなるかと思っておりますので、御検討していただくと良いと思います。以上です。

(事業者)

今の御指摘を踏まえまして、今後の検討に活かさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、大澤委員が入っていらっしゃいますので、事前にいただいておりました御質問を最初に事務局の方から6点いただいたかと思うのですが、御回答いただけますか。

(事業者)

質問事項6点ありましたので、一度持ち帰らせていただきまして、次回に御回答をするというかたちで、よろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

はい、結構です。大澤委員、一応、事務局から6点読み上げていただきました。もし、何か補足するものがあれば、今お願いします。

(大澤委員)

すぐ回答できなければ、次回で構わないです。私も土地改変を見たら、この小網代の森側の正面谷戸と呼ばれる部分が一部、南西側の住宅・居住ゾーンで削られることが分かりました。これを削ったあと、流域界がちょっと移動するようなのなのですが、この場所に降った雨が結局下水に流れて、こちら側の谷戸にはいかないのですね、多分。だから、そこはきちんとやる必要があるのかなというところなんです。以上です。

(一ノ瀬会長)

他にも地形については、コメントいただいたところでもありました。

そうしましたら、他にいかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。廣江委員が本日出席予定でありましたけれども、急遽今日は欠席させていただきたいということで、代わりに質問が事務局の方に先ほど送られてきておりますので、その質問について読み上げさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

お願いします。

(事務局)

廣江委員からの質問について読み上げます。

1点目、計画地内の土砂の搬入及び搬出は本当でない計画ですか。

2点目、計画地の一部が土砂災害特別警戒区域にも指定されていますが、そのことは工事計画に何らかのかたちで反映されていますか。

3点目、活用する先行調査とは、COVID-19の前/中/後の間のどの時期ですか。交通量等は前で予想すべきだと考えます。

4点目、騒音予測式。工事用車両(資材搬入&作業員のみ)。ASJ RTN Model 2018からASJ RTN Model 2023に新しくなる。来年3月公開。造成工事/建設工事の稼働機械は、ASJ CN Model 2007から変更なし。

ということで御意見賜っております。

(一ノ瀬会長)

1点目については既に先ほどどなたかからもあったかと思うのですが、事業者の方お願いします。

(事業者)

1点目の土砂の搬出については、ない計画となっております。2点目の土砂災害区域については、この区画整理の中で解決して、レッドを外すような計画にしようと思っております。

先行調査につきましては2018年から2019年に実施しておりますので、コロナ前ということになっております。ASJに関しての情報提供どうもありがとうございます。最新のモデルを用いて今後予測評価を実施していきたいと考えております。以上です。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、いくつかというか結構な数を持ち帰っていただくことになったものもありますので、本日についてはこの程度でよろしいでしょうか。

それではこの案件については、次回以降さらに審議を進められればと思います。

事業者の皆様、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、退室いただけたらと思います。

～事業者退室～

(2) その他

(一ノ瀬会長)

次に事務局から報告の申し出がありますのでこれを受けたいと思います。事務局お願いします。

(事務局)

「(仮称)箱根仙石原宿泊施設プロジェクト」の事業廃止について報告。

(一ノ瀬会長)

ただいまの説明について何か御質問等ございますか。

特にないようでしたら、この件については以上とさせていただきます。

本日用意されていた議題は以上となりますけれども、ほかには何かございますでしょうか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会したいと思います。

以上